

民泊解禁 2段階で

まず「カプセルホテル」扱い

次に新法検討

政府は22日、一般住宅に有料で旅行者らを泊める「民泊」を2段階で全国解禁する方針を固めた。まず今春に住宅をカプセルホテルなどと同一扱い「簡易宿所」と位置付け、自治体が営業を許可する仕組みを作る。第2段階で住宅地でのサービス禁止など制約の多い旅

館業法の適用から民泊を除外する法整備を検討する。個人の住宅所有者も民泊を手掛けやすくなる。（関連記事5面）

「簡易宿所」の一つとして営業許可を得た民泊を合法と認める。2月から東京都大田区で始まる予定の国家戦略特区に続き、今春から全国で民泊サービスを解禁する。

政省令改正では、旅館業法で営業を禁じている延べ床面積33平方メートル未満の物件でも民泊なら可能込む。

とする特例も設ける。ワンルームマンションなどでも営業できるようになる。一方、営業許可を得ずに個人が民泊サービスを繰り返し提供すれば、違法行為として処罰される恐れが出てくる。周辺住民とのトラブルを防ぐため住宅専用地域などでの民泊も第1段階では認めない方向で制約が多い。

このため第2段階として個人が民泊サービスを手掛けやすくなるよう新法の制定を含めた法整備を検討する。16年度中にも実施する方向だ。